公益社団法人 大阪府診療放射線技師会 定款

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 28 年 5 月 29 日改正
令和 4 年 5 月 29 日改正
令和 8 年 5 月 31 日改正

第 1 章　　総則

（名称）

第 1 条　この法人は、公益社団法人大阪府診療放射線技師会と称する。

第 2 条　この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第 2 章　　目的及び事業

（目的）

第 3 条　この法人は、診療放射線学及び診療放射線技術の向上を図るとともに、診療放射線技師の職業倫理の高揚を図り、もって府民の保健福祉に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)診療放射線学及び診療放射線技術を通じての社会活動による保健福祉への寄与
(2)放射線管理の充実と医療被ばく線量の低減事業
(3)診療放射線障害に関する調査研究、相談並びに啓発普及
(4)診療放射線学及び診療放射線技術に関する研究並びに開発
(5)診療放射線技師の生涯教育
(6)診療放射線技師の職業倫理の高揚に関する研修会等
(7)関連団体との連携を密にする活動
(8)前各号に関する図書、印刷物等の刊行
(9)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、大阪府域において行うものとする。

第 3 章　　会員

（法人の構成員）

第 5 条　この法人は、正会員、名誉会員、協賛会員をもって構成する。

(1)正 会 員　大阪府下に勤務又は居住する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人
(2)名誉会員　この法人に功績のあった正会員で理事会が選考して、総会の承認を得た個人
(3)協賛会員　この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した団体

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条　この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。但し、名誉会員は除く。

（任意退会）

第 8 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが

できる。

（除名）

第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 11 条　会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

（会員資格の回復）

第 12 条　第 10 条第 1 項第 1 号により会員資格を喪失した者であっても、6 ヵ月以内にその未納会費を支払えば、理事会の承認を得てその資格を回復することができる。

（拠出金品の不返還）

第 13 条　退会又は除名された会員が、既に納入した会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章　　会員総会

（構成）

第 14 条　会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2　前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第 15 条　会員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条　会員総会は、定時会員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 18 条　会員総会の議長は、当該会員総会に出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第 19 条　会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 20 条　会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名
(2)監事の解任
(3)定款の変更
(4)解散
(5)その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面議決権の行使）

第 21 条　やむを得ない理由のため、会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2　前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は、会員総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第 22 条　会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　　役員

（役員の設置）

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 15 名以上 20 名以内
(2)監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長、8 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（会長の選定及び解職）

第 24 条　理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、会員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

（役員の選任）

第 25 条 理事及び監事は会員総会の決議によって選任する。ただし、監事の内 1 人は会員以外から選ばなければならない（以下、外部監事と称する）。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

3 外部監事の選任に当たっては推薦候補者の公募などにより、広く会員の意見を聞かなければならない。また、次の全てを満たすものとする。

(1)本会の理事又は使用人ではなく、 かつ、その就任前１０年間に本会の 理事又は使用人であったことがない者
(2)本会の正会員ではない者

4　外部監事を推薦しようとする者は、理事会に次の事項を届け出るものとする。

(1) 候補者名
(2) 氏名
(3) 生年月日
(4) 推薦理由

5　外部監事は理事会の決議を経て、総会において承認を得るものとする。

（理事の職務及び権限）

第 26 条　理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2　会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長が業務を執行できないとき、又は欠員のときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5　会長、副会長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 27 条　監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 28 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 29 条　理事及び監事は会員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第 30 条　理事及び監事は無報酬とする。

2　外部監事には別に定める規程に基づき、その職務を遂行するために要する費用を支給することができる。

（顧問）

第 31 条　この法人に顧問をおくことができる。

2　顧問は理事会の決議を経て会長が委嘱する。その任期は委嘱したる会長の在任期間とする。

3　顧問は会長の諮問に答え、会長の必要とするこの法人の会議に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

（顧問の報酬等）

第 32 条　顧問は無報酬とする。

第 6 章　　理事会

（構成）

第 33 条　この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

（権限）

第 34 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解職

（招集）
第 35 条　理事会は会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故のあるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第 36 条　理事会の議長は会長がこれに当たる。

（決議）
第 37 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 38 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）
第 39 条　理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　　資産及び会計

（事業年度）
第 40 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

（事業計画及び収支予算）
第 41 条　この法人の事業計画書、収支予算書および資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て総会で報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものする。

（事業報告及び決算）
第 42 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)事業報告
(2)事業報告の附属明細書
(3)貸借対照表
(4)損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備えおき、一般の閲覧に供するとともに、定款・会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)監査報告
(2)理事及び監事の名簿
(3)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第 43 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、

毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。

第 8 章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 44 条　この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 45 条　この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 46 条　この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 47 条　この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 9 章　　公告の方法

（公告の方法）

第 48 条　この法人の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章　　組織及び委員会

（組織及び委員会）

第 49 条　この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により部会、委員会、諮問機関及び下部組織等を設置することができる。

第 11 章　　補則

（補則）

第 50 条　この定款に定めるもののほか、定款の施行についての必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

附　　則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の役員は次のとおりとする。

会長　　牧島展海
副会長　　井戸豊明、土谷輝美

常務理事　　新谷栄造、石黒秋弘、迫田和志、檀上輝、田中貫志、野口真
理事　　山本兼右、鈴木賢昭、久住謙一、楠本美千代、岡崎安宏
　　平井良介、山下純子、相良健司、吉田晃久、清水靖雄、吉村久哉
監事　　小川利政、坂下惠治

3．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4．変更後の定款は平成 28 年 5 月 29 日から実施する。

公益社団法人 大阪府診療放射線技師会 諸規定

選挙並びに選出規程

（総則）

第 1 条　会長（代表理事）・監事および理事（以降役員と称する）選挙は、この規程によって行う。

（選挙管理委員会）

第 2 条　選挙を行うために選挙管理委員会をおく。

第 3 条　選挙管理委員会は、正会員の中から選出された委員により構成する。
　但し、被選挙者は委員を兼ねることができない。

第 4 条　選挙の業務は、選挙管理委員会が中立公正に執行する。

第 5 条　選挙管理委員会は、互選により委員長、副委員長を決める。

第 6 条　選挙管理委員会は次の業務を行う。
　(1)選挙する候補者届の受理及び候補者の発表
　(2)会員の資格審査を行い有権者の確認とその名簿の作成
　(3)投票用紙の作成
　(4)本条(2)(3)の名簿及び投票用紙の配布
　(5)役員選挙における投票、開票の管理及び投票の有効と無効の判定
　(6)選挙の結果を総会に報告する
　(7)本条(1)(2)(5)の異議申立の受理審査並びに判定
　　但し、意義申立ての受理は選挙終了後 30 日以内とする
　(8)業務にあたり、補助員を置くことができる

第 7 条　選挙管理委員会の委員の任期は 2 年間とする。改選期の 12 ケ月前から当該選挙終了後 12 ケ月とする。

第 8 条　候補者は、立会人を選出することができる。

（選挙）

第 9 条　選挙権及び被選挙権は正会員にかぎる。
　2 被選挙者は、大阪府診療放射線技師会会員でかつ日本診療放射線技師会会員にかぎる。
　ただし、会員でない外部監事については、この限りでない。

第 10 条　選挙は次の通りとする。
　(1)会長（代表理事）　1 名
　(2)監 事
　　会員監事　2 名以内
　(3)理 事 14 名以上 19 名以内

第 11 条　候補者は次の通りとする。
　(1)立候補者

第 12 条　立候補しようとする者は、立候補締切日までに選挙管理委員会へ所定の書面をもって次の事項を届出るものとする。
　(1)候補役名
　(2)氏　　名
　(3)生年月日
　(4)その他必要な事項

第 13 条　選挙管理委員会は有権者に対し選挙期日 15 日前迄に役員候補者一覧表を投票用紙と共に配布する。
2　有権者は選挙前年の 10 月 1 日までの会費完納の正会員とする。候補者も同様とする。

第 14 条　会員は投票用紙に所定の事項を記入の上、郵送で選挙管理委員会宛に指定する日迄に必着するようにする。
2　投票は 1 人 1 票とし代理人の投票は認めない。

第 15 条　開票は定時総会当日に行う。

第 16 条　投票中次の各号のいずれかに該当するものは無効とする。
(1)所定の用紙を用いないもの
(2)定数を越える氏名を記載したもの
(3)候補者以外の氏名を記載したもの
(4)氏名の確認が不能なもの
(5)所定の記載要領によらないもの
(6)その他委員会が無効と判定したもの

第 17 条　当選者は、有効投票の上位より決定し得票数が同数のときは抽選により決定する。
但し、会長はその投票数の過半数がなければならない。
2　得票数が前項の数に達しない時は次点者を加えて決戦投票を行う。この場合、総会出席者により再投票を行う

第 18 条　各選挙を通じ締切日を経過するも候補者が役員の定数以内の場合は、信任投票で当選者を定める。
2　信任投票の結果、2 分の 1 以上の得票がない場合は、理事会で決定する。
3　候補者が不在の場合、理事会の互選により会長を選出する。
4　監事に立候補者がない場合は、次の選任方法により行う。
(1)　定時総会において、立候補者を募り選出する。

第 19 条　監事と理事に欠員を生じたときは次点者を繰上当選とする。

（公益社団法人 日本診療放射線技師会の代議員選出）
第 20 条　公益社団法人日本診療放射線技師会代議員選出規定に基づいて代議員を定める。

第 21 条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程の制定により、社団法人大阪府放射線技師会役員選挙規定並びに社団法人大阪府放射線技師会代議員選出規定は廃止する。
2. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
3. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
4. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。
4. この規程は、令和 8 年 5 月 31 日より実施する。

専門部設置規程

（目的）
第 1 条　この規程は、本会の運営に必要な専門部の設置基準を定め、もって定款第 4 条に基づく事業を能率的に遂行するための組織を整えることを目的とする。

（種別）
第 2 条　専門部は常設専門部と特別専門部とする。

2　常設専門部は、本会の管理業務及び定例の事業を担当するために次の各号のとおり設置する。
　1)総務部　　2)広報部　　3)組織部　　4)学術部　　5)福利厚生部
3　特別専門部は、理事会が必要と認める場合に設置することができる。

（構成及び選任）

第3条　専門部は、部長、副部長及び委員をもって構成することができる。
2　部長は、理事の中から理事会が選任する。
　但し、副部長は必要な場合に限り選任することができる。
3　専門部は、定款第49条に基づき委員会を設置することができる。
4　専門部の委員は、部長が選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
5　その他の委員会（選挙管理委員会を除く）の委員長は会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
6　前項の委員会の委員は、委員長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
7　委員会の定数は、10名以内とする。但し、会長が認めた場合はこの限りでない。
8　委員が任期途中で退任した場合は、適宜補充し理事会の承認を得て会長が委嘱する。
　任期は前任者の残任期間とする。

（任期）

第4条　任期は本会役員の任期と同一とする。

（職務）

第5条　部長は当該専門部を代表し、その事業を統括する。
2　理事は各々の部長を補佐し本会の事業の遂行に努めなければならない。
3　部長に事故があるときは、副部長がその職務を代行する。
　副部長がない場合は、理事会が後任者を指名する。

（委員会）

第6条　委員会は、次のとおりとする。
(1) 専門部委員会（常設専門部及び特別専門部に設置する委員会）
(2) 常置委員会　（選挙管理委員会・表彰委員会）
(3) 特別委員会　（特別の事情がある場合に会長が設置する委員会）

2　会議の招集は専門部においては部長が、その他の委員会においては委員長が招集する。
3　会議は付議された事項について報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

（報告義務）

第7条　各部長は担当する管理業務、事業の企画並びに実施状況等を理事会に報告し、承認を得なければならない。

（雑則）

第8条　この規程に定める事項の他、必要な事項は会長が理事会に図り定める。

（規程の改廃）

第9条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　則

1. この規程は、平成25年 4月 1日より実施する。
2. この規程は、平成28年5月29日より実施する。

会 計 処 理 規 程

総　則

（目的）

第1条　この規程は、本会の会計処理に関する基準を確立して会務の能率的な運営に資すると共に、予算の

適正な執行を図ることを目的とする。

（総則）

第2条　本会の会計処理に関しては、公益法人会計基準（以下基準と略称する）の主旨に則るほか、この規程の定めるところによる。

（会計区分）

第3条　本会の会計を分かって一般会計及び特別会計とする。

2　特別会計は、特定の資金により設定し、特別事業を行う場合のみ計上する。

（科目）

第4条　本会の会計は「基準」に則り別表の科目によって処理を行うものとする。

（帳簿）

第5条　本会の会計に関しては、「基準」に示す帳簿を備え、整然かつ明瞭に記録するものとする。

予算及び決算

（総計予算主義）

第6条　本会の一会計年度における歳入歳出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。

（収支の期間区分）

第7条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

（予算の作成）

第8条　会長は、年度開始1ケ月前までに翌年度事業計画に基づく予算を作成し理事会の承認を得て、総会に提出しなければならない。

（予算の執行）

第9条　歳出予算は、その定められた範囲内で執行することを原則とする。

2　歳出予算について予算執行上の必要に基づき、予め理事会の議決を経た場合を除き大科目、中科目の間においては、相互に流用することができない。

3　新年度の事業執行にあたり4月1日より定時総会までの間に発生する事業は、理事会の議決により暫定執行する。

（予備費）

第10条　担当理事は、予備費使用の場合には速やかに理事会の承認手続きを経なければならない。

（決算書の作成）

第11条　担当理事は、年度末における収支計算書及び次号の関係書類を4月30日までに集成し、理事会の承認を得て総会に提出しなければならない。

(1)貸借対照表

(2)財産目録

(3)監事の意見書

金銭会計

（出納責任者、出納認証者）

第12条　本会における金銭出納は、担当理事が掌る。

2　支出負担行為の認証は会長とする。担当理事は適時出納状況について理事会に報告し、承認を受けるものとする。

（出納）

第 13 条　金銭出納は、担当理事が歳入歳出証書に認印の上、会長の承認を得て実施する。

（出納完結期限）

第 14 条　会計年度内の歳入、歳出に属する収入支出は、3 月末日までに完結するものとする。

（取引金融機関）

第 15 条　本会の預金口座を設ける金融機関は、会長が指定するものとする。

2　預金口座の名義人は、本法人若しくは会長とする。

（一時借入金）

第 16 条　一時借入金を設定する場合の借入の最高額については、毎、会計年度理事会においてこれを定め、予算書に明示するものとする。

2　債務負担額の限度額も同様とする。

物品会計

（物品の出納、保管者）

第 17 条　総務担当理事は、本会の備品及び物品の出納保管を掌る。

2　総務担当理事は、購入した備品及び物品についてその保守、使用状況を監督しなければならない。

3　購入価格 10 万円以上を減価償却資産として処理する。

契　　約

（契約事務担当者）

第 18 条　本会の契約事務は、総務担当理事が掌るものとする。

第 19 条　契約に際し、調達品の状況に応じ随時契約又は競争入札契約を定め、総務担当理事は事前に理事会の承認を得るものとする。

弁償責任

（出納、保管担当者の責任）

第 20 条　金銭出納及び物品出納保管の責任は、この規程に準拠し、常に善良な管理者の注意をもって職務の遂行に努めなければならない。

2　前項の担当者は、故意又は重大な過失により、その保管に係る金銭物品等を亡失し又は破損したときは、弁償の責に任じなければならない。

（規程の改廃）

第 21 条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

ブロック設置規程

総　　則

第 1 条　この規程は、会員相互の意志疎通を保ち、もって定款第 4 条の事業遂行の円滑化を図ることを目的としてこれを定める。

第2条　本会の正会員及び名誉会員は、各々この規程に定めるブロックに所属し、前条の目的達成に努めるべきものとする。

（ブロック）

第3条　本会に設置するブロックは次のとおりとする。

ブロック名	行　政　区　域
中央ブロック	北区 都島区 旭区 東淀川区 淀川区 中央区 東成区 城東区 鶴見区
西　ブロック	福島区 此花区 西淀川区 西区 港区 大正区 天王寺区 生野区 阿倍野区 浪速区 西成区 平野区 住吉区 東住吉区 住之江区
北　ブロック	吹田市 茨木市 摂津市 高槻市 島本町 池田市 箕面市 豊中市 豊能町 能勢町 兵庫県一部
東 ブロック	守口市 門真市 寝屋川市 大東市 四條畷市 枚方市 交野市 東大阪市 八尾市 柏原市 富田林市 松原市 羽曳野市　藤井寺市 河南町 太子町 千早赤阪村　京都府一部　奈良県一部
南 ブロック	堺市 岸和田市 和泉市 高石市 泉大津市 忠岡町 貝塚市 大阪狭山市 河内長野市 泉佐野市 泉南市 阪南市 田尻町 熊取町 岬町 和歌山県一部

第4条　会員が所属するブロックは、原則として勤務先の所在地に処するものとする。特別の場合は理事会の議を得てこれを定めることができる。

（ブロック運営）

第5条　ブロックの運営は、ブロック会を設置しその協議に基づいて行う。

第6条　ブロック会は、ブロック長・ブロック幹事で構成する。

2　ブロック長は、理事の中から理事会が選任する。

3　ブロック幹事は、ブロック長が選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4　ブロック幹事の選出比率は、選挙前年10月1日の正会員20名あたり1名とする。

5　ブロック幹事が任期途中で退任した場合は、適宜補充し理事会の承認を得て会長が委嘱する。任期は前任者の残任期間とする。

第7条　ブロック幹事は、ブロック会員と連絡を行い本会の事業の推進に努めなければならない。

第8条　ブロック会は、次の事項を協議する。

(1)ブロック内事業の企画及び実施に関すること。

(2)理事会で議決したこと。

(3)その他ブロック運営に必要なこと。

第9条　ブロック会は、ブロック長が招集する。また、ブロック幹事の3分の1以上から請求があったとき開催することができる。

第10条　ブロック会の議長は、ブロック会出席者の中から選出する。

第11条　ブロック会は、構成員の2分の1以上の出席者がなければ開催することができない。

第12条　ブロック長は、ブロック会開催後遅滞なく文書でその内容を会長に報告しなければならない。

（任期）

第13条　任期は本会役員の任期と同一とする。

（規則の改廃）

第14条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
3. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

会費納入規程

（目的）

第 1 条　この規程は、本会の会費納入について必要事項を定めるものとする。

（会費）

第 2 条　定款第 7 条に定める会費は、次のとおりとする。

(1)正会員　　年額 10,000 円（但し、再入会会員の初年度会費は 13,000 円とし、入会時に納入するものとする。）

(2)協賛会員　年額 40,000 円

（納入方法）

第 3 条　会費は、本会指定の納入方法に従い、当該年度初めに納入するものとする。ただし、年度途中の入会者は、この限りではない。

（会費の使途）

第 4 条　会費は、一事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（規程の改廃）

第 5 条　本規程の改廃は理事会に諮り、総会の承認を得るものとする。

附　　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

役員の報酬の規程

第1章　総 則

（目的）

第1条　この規程は、公益社団法人大阪府診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 30 条の規程に基づき、役員の報酬等の支給並びに役員の費用弁償について定め、妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 報酬とは、職務執行の対価として支払われる財産上の利益であり、報酬月額と通勤手当に区分される。

2 前項の他、職務を追行するために伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費は、 費用として報酬とは別に支給する。

3　旅費は、本会「旅費規程」に従う。

第 2 章　会員外の役員の報酬等

（会員外の役員の報酬等）

第 3 条 会員外の役員の報酬等の支給は以下の通りとする。

2 会員外の役員の報酬等は報酬月額とし、別に定める金額に当該月内の勤務日数を乗じた額とする。

第 3 章　雑 則

（改廃）

第 7 条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

（委任）第 8 条 この規程に定める他必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

（1）この規程は、令和 2 年 5 月 31 日より施行する

謝金規定

（目的）

第 1 条　この規定は、公益社団法人　大阪府診療放射線技師会（以下、「本会」という）における謝金の支払について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条　謝金とは、次のものをいう。
本会が主催する学術大会、研修会等の依頼講師に対して支払われる金銭。

（基準）

第 3 条　本会から支払う謝金は 1 時間 1 万円とし、支給額は 1 時間単位で算定し端数については、1 時間単位の切り上げとする。

2　外部監事の報酬等の支給は以下の通りとする。

（1）1 回の出務に付き 10,000 円とする。

（旅費及び交通費）

第 4 条　本規定の対象となる場合は、別途本会費用弁償規定に準拠して、旅費及び交通費を支給することができる。

（特別な事例）

第 5 条　特別な事由が生じた場合の謝金支給額については、理事会の決議により決定する。

（規定の変更）

第 6 条　この規定は理事会の決議により改廃することができる。

（雑則）

第 7 条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

附則

（1）この規程は、令和 2 年 5 月 31 日より施行する

（2）この規程は、令和 8 年 5 月 31 日より施行する

費用弁償規程

（総則）

第 1 条　この規程は、本会の役員、委員他、会長の命により会務に従事する者に支給する諸費用について、必要な事項を定める。

（対象者）

第 2 条　この規程の対象者は、理事・監事・ブロック幹事・委員及び特別に会長の命を受けた者とする。

（報酬）

第 3 条　前条の対象者が会務に従事した場合、すべて無報酬とする。

（旅費）

第 4 条　会務のため出張するものに対して、交通費、宿泊費を支給する。
2　交通費は、通常の経路による実額とする。
3　宿泊費は、一泊につき、15,000 円を限度とする。
但し、諸経費を含む。
4　やむを得ない事情により所定の宿泊費を支弁しがたいときは、相当の支払い証明により所要の実費を支給する。

（交通費）
第 5 条　交通費は社会情勢に鑑み理事会で決定する。金額は勤務先を起点とし、大阪市内 1,000 円と市外 1,500 円に分ける。ブロックは市内金額とする。但し超過金額については別途支給する。

（会議費）
第 6 条　会務を執行するにあたり、会長が特に必要と認める場合に限り会議費を支給する。
2　会議費の支給は、事前に会長の承認を得るものとする。
3　その他会議に際し必要な諸経費を支給することができる。

（規程の改廃）
第 7 条　この規程は理事会の議決により改廃することができる。

（雑則）
第 8 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附　　則
1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

表彰規程

（目的）
第 1 条　この規程は、本会の定款第 4 条の事業目的達成に貢献し、本会の発展に寄与した者で、本会の表彰及び本会以外が主催する表彰について、個人及び団体を推薦し賞賛することを目的にこれを定める。

（種別）
第 2 条　本会の表彰は、会長表彰・会長感謝状・永年勤続表彰等
2　本会以外が主催する表彰は、公益社団法人日本診療放射線技師会表彰関連・叙位叙勲・厚生労働大臣表彰・大阪府知事表彰・大阪府知事感謝状・医療功労賞等

（基準）
第 3 条　本会の表彰基準は次の通りとする。
(1) 会長表彰
1)本会の発展に顕著な功績があった者。
2)本会の名声を高揚する研究、発明、または考案を行った者。
3)本会の事業目的達成のため、献身的に会務を精励し顕著な功績があった者。
4)特に他の模範となる善行があった者または団体等。

(2) 会長感謝状
1)本会のため献身的に会務を精励し顕著な功績があった者。
2)本会会員以外で、本会の目的に賛同し本会の発展に寄与した者または団体。

(3) 永年勤続表彰
1)永年勤続 20 年表彰
①免許取得後 20 年以上経過し、次の②～③を満たしている者。
②本会に入会後引き続き 10 年以上会費を完納していること。

③過去に同じ表彰を受けたことがないこと。

2)永年勤続 40 年表彰

①免許取得後 40 年以上経過し、次の②～③を満たしている者。

②前号の表彰を受けた者で、本会に入会後引き続き 20 年以上会費を完納していること。

③過去に同じ表彰を受けたことがないこと。

2　本会以外が主催する表彰の選定基準は次の通りとする。

(1) 公益社団法人日本診療放射線技師会　地域功労表彰

本会会員であって、以下の項目を満たしている者。

①本会役員として公益社団法人日本診療放射線技師会表彰規程の要件を満たし、公益社団法人日本診療放射線技師会の発展に貢献した者。

(2) 公益社団法人日本診療放射線技師会　永年勤続表彰

本会会員であって、以下の項目を満たしている者。

①３０年以上診療放射線技師関連業務に従事した者で本会に入会後引き続き１５年以上会費を完納した者。

②前号に定める表彰を受けた者で引き続き５０年に達するまでの間、会員として在籍し、会費を完納した者。

(3) 叙位叙勲

本会会員であって、以下の項目を全て満たしている者。

①保健衛生の向上に尽力し、顕著な功績があった者。

②会長・副会長歴を満１８年以上または役員歴を満２０年以上有する者。

(4) 厚生労働大臣表彰

本会会員であって、以下の項目を全て満たしている者。

①保健衛生の向上に尽力し、顕著な功績があった者。

②役員歴を満１０年以上有する者。

(5) 大阪府知事表彰

本会会員であって、以下の項目を全て満たしている者。

①保健衛生の向上に尽力し、顕著な功績があった者。

②役員歴を満１５年以上有する者。

(6) 大阪府知事感謝状

本会会員であって、以下の項目を全て満たしている者。

①保健衛生の向上に尽力し、顕著な功績があった者。

②役員歴を満１０年以上有する者。

(7) 医療功労賞

本会会員であって、以下の項目を全て満たしている者。

①困難な環境下で医療業務に１５年以上従事し、職務に抜群の功績があり、今後もその職務を継続すること。

②年齢は満５０歳以上であること。

(8) その他の表彰

本会会員であって、主催する団体の表彰規定を満たしている者。

（委員会及び職務）

第 4 条　表彰委員が審査・選考を行い、理事会へ答申する。

2　本会以外が主催する表彰については、その選定基準を考慮のうえ審査・選考を行い理事会へ答申する。

3　申請に必要な書類の作成は委員会で行う。

（申請）

第 5 条　表彰対象者または表彰対象団体は、所定の様式により指定期日までに申請するものとする。

（時期）

第 6 条　本会の表彰は、毎年定時総会または記念式典等で行うものとする。

2　本会以外が主催する表彰については、その団体の規程によるものとする。

（方法）

第 7 条　表彰は、表彰状に副賞を添えて授与する。

2　本会以外が主催する表彰については、その団体の規定によるものとする。

（退任記念品）
第8条　理事、監事が退任した場合は、記念品を贈ることができる。

（規程の改廃）
第9条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程は、平成25年 4月 1日より実施する。
2. この規程は、平成28年5月29日より実施する。

奨励規程

（目的）
第1条　この規程は､本会定款第4条第1項の目的を達成するため、福利厚生事業並びに研修会等への参加を促すことを目的としてこれを定める。

（資格）
第2条　この規程の対象者は、本会会員で会費完納者である者とする。

（種別）
第3条　研修ポイントと福利ポイントを設ける。
(1)研修ポイントとは、本会が認める講習会や研修会等が行われた時に発生し、半日で 1 ポイント、全日で2ポイント加算する。
(2)福利ポイントとは、本会が認める福利厚生事業が行われた時に発生し、半日で 1 ポイント、全日で 2 ポイント加算する。

（運営）
第4条　ポイントが発生する事業が行われた時には、その事業を主催する担当の部が規定の様式によりポイント取得者を総務部に届けるものとする。

（管理）
第5条　ポイントの入出力及び管理は、総務部が担当する。

（基準）
第6条　ポイントの基準として、合算ポイント数を基に、α賞、β賞、γ賞を設ける。
2　α賞は75ポイント以上、β賞は150ポイント以上、γ賞は300ポイント以上とする。

（申請）
第7条　各賞のポイント数（α賞、β賞、γ賞）に達した時には本人から申請する。
2　申請は、所定の用紙により総務部へ届けるものする。

（審査）
第8条　表彰委員会で審査の上、理事会の承認を得る。

（表彰）
第9条　毎年行う定時総会等で行う。
2　賞状に副賞を添えて授与する。

（規程の改廃）
第10条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

休 会 規 程

（目的）
第 1 条　会員は長期療養・出産・育児・介護・海外勤務など、やむをえない事情により離職した場合は、届け出により一定期間の休会を申請することができる。

（期間）
第 2 条　休会期間は、1 年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

（届け出）
第 3 条　申請しようとする会員は、別途定める「休会届」に必要事項を記載し提出する。受理後、理事会で審議し決定する。

（会費）
第 4 条　休会期間の会費は免除とする。

（権利の停止）
第 5 条　休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。
(1)　総会での議決権、役員候補者選挙の選挙権、被選挙権

（復会）
第 6 条　休会した正会員は、休会延長若しくは退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

（その他）
第 7 条　この規程に定めるものの他は、理事会に諮り、これを定める。

（規程の変更）
第 8 条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程は、平成 28 年 4 月 12 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。
3. この規程は、令和 4 年 5 月 29 日より実施する。

個人情報保護規程

総　　則

（目的）
第 1 条　この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、公益社団法人大阪府診療放射線技師会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

（定義）
第 2 条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
(1) 個人情報　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2)個人情報データベース等　特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
(3)個人データ　個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
(4)保有個人データ　本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明かになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
(5)本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
(6)従業者　本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。
(7)匿名化　個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

（本会の責務）
第3条　本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定）
第4条　　本会は、個人情報の取り扱に際しては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
2　本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
3　本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

（事業ごとの利用目的等の特定）
第5条　本会は別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的・利用・提供方法等を定める、「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

（様式1 「個人情報取扱業務概要説明書」）

（利用目的外の利用の制限）
第6条　本会はあらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

個人情報の取得の制限等

（取得の制限）
第7条　本会は個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
2　本会は思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
3　本会は原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1)本人の同意があるとき。
(2)法令等の規定に基づくとき。
(3)個人の生命、身体又は財産の安全を守る緊張かつやむを得ないと認められるとき。
(4)所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
4　本会は前項第 4 号規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第８条　本会は個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2　本会は前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

個人データの適正管理

（個人データの適正管理）

第９条 本会は利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2　本会は個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3　本会は個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4　本会は利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5　本会は個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（様式２「委託契約」）

個人データの第三者提供

（個人データの第三者提供）

第 10 条　本会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1)法令に基づく場合

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2　次に掲げる場合において当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものする。

(1)本会が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

(2)合併その他の事由による事業の承継に伴って、個人データが提供される場合。

(3)個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3　本会は、前項第 3 号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

（保有個人データの開示等）

第 11 条　本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1)本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利、利益を害するおそれがある場合。

(2)本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

(3)他の法令に違反することとなる場合。
2　開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
3　保有個人データの開示又は不開示の決定通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

（様式3 「開示申出書」）
（様式4 「開示書面」）

（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等）
第12条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係わる個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申し出をした者に対し書面により通知するものとする。
2　本会は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

（様式5 「訂正、追加、削除、利用停止等の申出書」
（様式6 「通知書面」）

組織及び体制

（個人情報保護管理者）
第13条　本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
2　個人情報保護管理者は、総務担当理事とする。
3　総務担当常務理事は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
4　総務担当常務理事は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
5　総務担当常務理事は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

（苦情対応）
第14条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
2　苦情対応の責任者は、総務担当常務理事とするものとする。
3　総務担当常務理事は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

（従業者の義務）
第15条　会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
2　本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
3　個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合に延滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適正な措置をとるように指示するものとする。

（規程の改廃）
第16条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

（雑則）
第17条　この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

1．この規程は、平成25年 4月 1日より実施する。

2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

クラブ規程

（目的）

第 1 条　この規程は、本会定款第 4 条第 7 項の目的を達成するため、会員の福利厚生と親睦を図ることを目的としてこれを定める。

（クラブ）

第 2 条　前条の趣旨により本会に次の各号のクラブを設置する。

(1)野球クラブ
(2)囲碁クラブ
(3)ゴルフクラブ
(4)テニスクラブ

2. 前号以外のクラブは、理事会の承認により設置することができる。

（運営）

第 3 条　各クラブへの入部は、本会会員並びに協賛会員であって、この規程の目的に賛同する者。

2　入会費は無料とする。

3　各クラブに、部長、会計、幹事若干名（監督、主将、ﾏﾈｰｼﾞｬｰ）を置くことができる。

（統括）

第 4 条　各クラブの統括は、福利厚生担当理事が行う。

2　各クラブの部長は、毎年 1 回 3 月 31 日現在のクラブ員の名簿と共にクラブの状況を、福利厚生担当理事を通じて理事会に提出しなければならない。

（活動）

第 5 条　各クラブは、次の行事に参画し出場することができる。

(1)野球クラブ
　①近畿地域野球大会
　②他団体との交流試合
　③その他
(2)ゴルフクラブ
　①本会主催ゴルフ大会
　②その他
(3)囲碁クラブ
　①本会主催囲碁大会
　②近畿地域囲碁大会
　③その他
(4)テニスクラブ
　①本会主催テニス大会
　②他府県交流試合
(5)上記の各行事には、協賛会員並びにクラブ員以外の会員も参加することができる。

（経費）

第 6 条　前条に参画し出場するために、必要な経費の一部を本会が助成することができる。

2　本会主催の行事、大会に参加する場合は、本会が定めた参加費を支払わなければならない。

（措置）

第 7 条　各クラブが対外試合に出場する場合は、本会の代表として出場することができる。

（規程の改廃）

第 8 条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

協賛会員規程

第 1 条　本会の目的に賛同し、事業の遂行に協力する者は、理事会の承認を得て協賛会員になることができる。

第 2 条　協賛会員名は、毎年作成し会員に報告する。

第 3 条　協賛会員は、会費を 9 月 30 日までに納入しなければならない。
2　年会費は、40,000 円とする。
3　年度途中に入会した場合も、会費は同一とする。
4　一旦納入した会費、その他金品は返還しない。

第 4 条　協賛会員は、本会の行事に出席することができる。
但し、正会員に限定された行事に加わることはできない。

第 5 条　協賛会員は、本会の出版物に広告等を掲載することができる。

第 6 条　協賛会員は、本会の出版物の配布を受けることができる。

第 7 条　協賛会員に入会しょうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

第 8 条　協賛会員が退会しようとする場合は、会長に届出なければならない。

第 9 条　協賛会員に、代表者、住所等変更があった場合は、すみやかに変更届を提出しなければならない。

第 10 条　協賛会員が本会の名誉を棄損し、秩序を乱し、または本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決により退会させることができる。

第 11 条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

就業規程

（目的）

第 1 条　この規程は、本会の事務職員の労働条件、服務規律その他の就業について必要な事項を定める。
2　この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の当該法令の定めるところによる。

（採用）

第 2 条　職員には、満 18 歳以上の希望者より選考して採用する。
2　職員は、嘱託職員（日々雇用される者を含む）と正職員とする。
3　採用した者は、3 ケ月間試用期間とする。
4　試用期間中に職員として不適格であることが明らかになったときは、解雇する。
5　採用した者とは、労働条件を明示した文書を交換する。

（提出書類）

第 3 条　職員として採用された者は、次の書類を提出しなければならない。
(1)履歴書
(2)健康診断書
(3)住民票
(4)その他会長が必要と認めたもの

（就業時間）
第 4 条　職員の 1 日の就業時間は 8 時間とし、中間に 1 時間の休憩を設ける。
(1)始業時間　午前 9 時 00 分
　終業時間　午後 5 時 00 分
(2)嘱託職員の就業時間は、理事会の議決を経て別途設定することができる。
(3)時間外、深夜及び休日勤務をした場合は、30%の割増賃金を支給する。

（休日及び休暇）
第 5 条　休日は、次のとおりとする。
(1)定休日（毎週　土曜日と日曜日）
(2)国民の祝日
(3)年末年始
2　休暇は、次のとおりとする。
(1) 夏期休暇
(2) 年次有給休暇（労働基準法に定めるとおりとする）
6 ケ月以上継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した者は、10 日間、1 年 6 ケ月以上勤務した者は、次の 1 年につき 11 日間の有給休暇を与える。
但し、20 日を限度とする。
(3) 特別休暇
職員の慶弔に際し、次の特別休暇を与える。

①本人が結婚するとき	7 日
②配偶者が出産するとき	3 日
③父母、配偶者、子女の喪に服するとき	7 日
④祖父母、孫、兄弟姉妹の喪に服するとき	3 日
⑤その他、六親等以内の親族が喪に服するとき	1 日

（定年・退職・解雇）
第 6 条　職員の定年は満 65 歳とし、定年に達した日の月末をもって退職とする。
2　定年に達した職員について、その退職により会務に支障が生じると認められるときは、期間を定めて延長することができる。
3　職員が死亡したとき、雇用期間に定めがありその期間が満了したとき、及び退職を申し出て本会の承認があったときは、退職とする。
4　職員が次のいずれかに該当するときは、30 日前に予告し解雇する。
(1)会務の運営上やむをえないとき。
(2)医師の診断に基づき業務に耐えられないとき。
(3)勤務成績が不良のとき。
(4)正当な理由がなく、無断で 7 日以上欠勤したとき。
5　業務上の疾病にかかったとき、及び女子職員が産前、産後のため休業する期間は解雇してはならない。

（勤務）
第 7 条　職員は、出勤簿に出勤・退勤時間を刻さなければならない。
2　遅刻・早退の場合は、事前または事後に会長の承認を受けなければならない。
3　病気欠勤が 4 日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。
4　職員が、会の規律及び風紀を乱し他人に迷惑を及ぼす恐れのあるときは、勤務の停止を命ずることができる。

（損害賠償責任）

第 8 条　職員が故意または重大な過失により、本会に財産上の損害を与えたときは、その全部または一部を賠償しなければならない。

（給与）

第 9 条　職員の給与は、毎月 20 日に締めて 25 日に一括支払う。
2　嘱託職員の時間給は、1 時間あたり 800 円とする。
　但し、毎年 1 回理事会の議決を得て改定することができる。
3　職員の通勤に要する費用は、通常経路の定期運賃を支給する。
4　その他の手当は、理事会の承認を得て支給する。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

議事運営規程

第 1 条　この規程は、本会の会員総会の議事運営を民主的、能率的に行うことを目的にこれを定める。

第 2 条　議長の選出は、定款第 18 条により行う。
2　会員総会には、資格審査委員、運営委員、書記を選任しなければならない。
3　資格審査委員および運営委員は理事会で、書記は出席者の中から議長が、それぞれ選任する。
4　資格審査委員は、定款の定めるところにより総会成立の資格審査を行う。
5　運営委員は、総会運営を総括する。

第 3 条　議事録は、定款第 22 条に則り行う。

第 4 条　会議の開会、閉会、休憩は議長が宣告する。
2　議長は会議を統括し、議場の秩序を保持し議題を宣告し、議事の整理を行う。

第 5 条　発言は、挙手をして議長の許可を得たのち行うものとする。
2　発言は、その途中において他の発言によって妨げられることはない。
3　発言は、簡明にするものとし、議題以外または、その範囲を越えてはならない。
4　会員総会における緊急動議は、出席会員の 3 分の 1 以上の賛同を得るものとする。

第 6 条　特別に議長が許可をした場合を除き、同一人が同一議題についての発言、質疑、討論は各々3 回以内とする。

第 7 条　議長は、採決をとろうとするときは、採決に付する議案の内容と採決の方法を宣言する。議長の採決宣告後は、何人もその議題について発言できない。

第 8 条　採決の方法は、挙手、起立及び投票とし議長が決める。
2　採決の順序は、修正案を先とし原案を後とする。方法は、反対、保留、賛成の順とする。

第 9 条　表決には、条件を付すことができない。

第 10 条　何人も議事を妨害し、みだりに発言し騒いではならない。会議中は、みだりに離席してはならない。

第 11 条　会議は、本会会員としての品位を重んじなければならない。

第 12 条　議長は、この規程に違反すると認める場合は、退場を命ずることができる。

第 13 条　会議中、定足数を欠くに至った時は、議長は、休憩または、延会を宣言する。

第 14 条　この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

公益社団法人 大阪府診療放射線技師会　内規

慶弔規程

（総則）

第 1 条　この内規は、本会会員相互の意識を高め、本会の事業遂行の円滑化を図ることを目的としてこれをもうける。

第 2 条　この内規は慶弔内規と称し、その事由発生当日、定款第 5 条の規定に該当する会員にこれを適用する。

2. 前項に定めるものの他、本会関係者については、特に理事会が認めた場合に限り、これを適用することができる。

第 3 条　慶弔の範囲及び方法は、本会会員又は、その代理人の届け出に基づいてこれを行うものとする。

（慶事）

第 4 条　会員の叙勲、表彰の受賞、結婚の際、慶祝電報を発し祝意を表すものとする。

（弔慰）

第 5 条　会員、会員の配偶者が死亡のとき、次の事を行う。

(1)役員が会を代表して、葬儀参列する。

(2)弔電を発し香典、榊をお供えする。

第 6 条　次の各号の 1 つに該当する親族の弔事に、弔事電報を発し、弔意を表すものとする。

(1)会員と生計を同じくする同居の親族

(2)その他の弔事については、その都度理事会で決める。

（見舞）

第 7 条　会員が次の各号の 1 に該当するときは、見舞金をおくるものとする。但しその事由が人為災害又は疾病に起因するもので当該会員に重大過失又はその疑いのある場合、及び広地域の自然災害により、本条該当者が多数生じるおそれのあるときは、理事会の議を経なければこれを行う事ができない。

(1)会員が診療放射線技師法第 9 条第 1 項に該当し、廃業を余儀なくされたとき。

(2)会員が傷病により 3 ケ月を越える休業療養を要するものと認められたとき。

(3)会員の居住する家屋が災害により、半壊、半焼、流失以上の損害を受けたとき。

（餞別）

第 8 条　本会に特に功労のあった会員が、他の都道府県放射線技師会に転籍のため退会する場合は、理事会の議を経て餞別をおくることができる。

（内規の改廃）
第 9 条　この内規は理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. 香典は金 10,000 円とする。
2. 廃業の見舞は金 10,000 円とする。
3. 休業の見舞は金 5,000 円とする。
4. 災害の見舞は金 5,000 円とする。
5. この内規は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
6. この内規は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

公益社団法人 大阪府診療放射線技師会　申し合わせ事項

備品（資料）図書の貸出

（目的）
第 1 条　放射線科学の知識普及を目的とする。

（運営）
第 2 条　備品（資料）・図書の貸出しは有料とする。

第 3 条　金額は、1 回 1 品 2,000 円とする。
　但し協賛会員は 1，000 円。会員は無料。

第 4 条　貸出し期間は 1 回 7 日から 10 日とする。

第 5 条　貸出しに関する輸送費は借用人が支払う。

第 6 条　輸送中又は使用、展示で破損したときは借用人で弁済する。

（統括）
第 7 条　この備品（資料）・図書の管理は総務部があたる。

（改廃）
第 8 条　この事項は理事会の議決により改廃することができる。

附　　則

1. この事項は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この事項は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。

事 務 所 使 用

（目的）
第 1 条　この事項は本会の事業遂項の一環として、会員相互の親睦と知識の啓発を計ると共に、事務所の円滑な使用を目的としてこれを定める。

（運営）
第 2 条　本会事務所の使用は会員の主催する行事に限る。

第 3 条　使用料は、別途に定める。

第 4 条　使用時間は、平日午後 6 時より午後 9 時までとし，祝祭日、休日の使用は、その限りではない。

第 5 条　使用は所定の用紙で、1 週間前までに当事務所に連絡し、許可を得る。

（統括）
第 6 条　事務所の使用については、総務部が担当する。

附　　則

1. この事項は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. この事項は、平成 28 年 5 月 29 日より実施する。